

「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」 見直しの方向

1. 同和対策総合計画の策定等について

本市では、平成 19 年度から同和行政を特別対策から一般対策へ移行して取り組むこと(H18.12 月議会説明)を基本として、同和問題の解決に向けて人権施策を総合的・計画的に推進しているところです。

このため、「第 4 次鳥取市同和対策総合計画（H19～22）」の計画期間終了後の同和問題の解決を目的とした新たな計画については、「第 9 次鳥取市総合計画」に基づいて一般施策により同和行政を推進することとします。

2. あらゆる人権課題解決への取り組みを推進すること

同和問題をはじめ、女性、障がいのある人、子ども、高齢者及び外国人の人権問題、病気にかかわる人の人権問題、個人のプライバシーの保護、犯罪被害者やその家族などの人権問題、インターネットの悪用による人権侵害などあらゆる人権課題解決への取り組みを総合的に進めることとします。

3. 人権意識の高揚を図ること

あらゆる差別の問題を他人事とせず自らの課題として真摯に受け止め、日常の人権問題に敏感に気づくような感性や感覚を育み、あらゆる場面に生かすことができるよう、人権意識の高揚と醸成を図ります。

4. 市民と行政の協働により人権行政を推進すること

市民一人ひとりが人権の主体であり、人権尊重社会の担い手として自覚を促すような取り組みを、市民と行政の協働により進めていきます。

5. すべての人が共存できる共生社会を実現すること

人間の存在の多様性を前提として、お互いの異なる考え方や生き方を認め合い、自他の人権・個性を尊重し合い、多様性を受容する共生社会の実現を目指します。